

令和6年度

身体障がい者等の方へ 軽自動車税（種別割）の減免申請について

新規申請

新発田市では、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者または戦傷病者が所有する軽自動車等について、一定の要件を満たした場合、軽自動車税（種別割）を減免する制度を設けています。

申請期限、提出場所、必要書類

- 申請期限：納税通知書（令和6年5月9日発送）が届いてから納期限（5月31日）まで
- 提出場所：【直接】新発田市役所税務課（ヨリネスしばた3階）または各支所
【郵送】〒957-8686 新発田中央町3丁目3番3号
新発田市税務課諸税係（軽自動車税担当）宛て
- 必要書類：①軽自動車税（種別割）減免申請書（新規）
②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち該当する手帳
③運転する方の運転免許証の写し
④自動車検査証（車検証）の写し
※電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」の写しも必要です
⑤令和6年度軽自動車税（種別割）納税通知書
⑥申請者（納税義務者）のマイナンバーカードまたは通知カード

【翌年度以降の減免申請（継続）について】

前年度に減免を受けた方には、減免継続の手続きのご案内を毎年4月上旬に郵送いたします。指定する期限までに手続きをお願いいたします。ただし、「本人運転から家族運転に変更」「手帳の等級の変更」「車両の入れ替え」などの内容に変更があった場合で引き続き要件に該当する場合は再度、新規申請の手続きが必要となります。

障がい者減免の対象となる基本的要件 ※減免対象となる等級一覧表は裏面をご覧ください。

- 1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかの交付（原則4月1日現在）を受けており、裏面の「障がい区分別の要件」を満たしていること。
- 2 賦課期日（4月1日）現在において、該当の軽自動車等の主たる定置場が新発田市内であること。
- 3 自動車税（種別割）の減免を受けていないこと。軽自動車や普通自動車を含めて障がい者1人につき1台のみ減免を受けることができます。
- 4 自動車検査証（車検証）に「自家用」と記載された車両であること。「事業用」は減免を受けることができません。

障がい者減免の対象となる障がい区分別の要件

■身体障がい者

区分		運転者	納税義務者※3	使用目的	障がいの程度
身体障がい者	18歳以上	本人運転	本人	制限なし	下表【A】参照
		家族運転※1		身体障がい者の通学、通院、通所、生業	下表【B】参照
		介護者運転※2			
	18歳未満	本人運転	本人または同一生計者	制限なし	下表【A】参照
		家族運転※1		身体障がい者の通学、通院、通所、生業	下表【B】参照
		介護者運転※2			

※1 家族運転とは、身体障がい者と同一生計の家族が運転する場合です。原則同居家族の方です。

※2 介護者運転とは、単身または身体障がい者等のみで構成されている世帯のため、常時介護する方が運転する場合です。

※3 納税義務者とは、軽自動車等の所有者または使用者で、軽自動車税（種別割）を納める方です。

障がいの区分		本人運転【A】	家族運転・介護者運転【B】
視覚障がい		1級から4級までの各級	
聴覚障がい		2級および3級	
平衡機能障がい		3級	
音声・言語またはそしゃく機能障がい		3級（喉頭摘出によるものに限る）	
上肢不自由		1級および2級	
下肢不自由		1級から6級までの各級（「下肢不自由7級」が2つ以上ある場合は「下肢不自由6級」とする）	1級から3級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級および5級	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級および2級	
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級
心臓機能障がい		1級および3級	
じん臓機能障がい		1級および3級	
呼吸器機能障がい		1級および3級	
ぼうこうまたは直腸の機能障がい		1級および3級	
小腸機能障がい		1級および3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級までの各級	
肝臓機能障がい		1級から3級までの各級	

■知的障がい者、精神障がい者

区分	運転者	納税義務者※3	使用目的	障がいの程度
知的障がい者	本人運転	本人または同一生計者	制限なし	療育手帳「A」
	家族運転※1		障がい者の通学、通院、通所、生業	
	介護者運転※2			
精神障がい者	本人運転	本人または同一生計者	制限なし	精神障害者保健福祉手帳「1級」
	家族運転※1		障がい者の通学、通院、通所、生業	
	介護者運転※2			

※1 家族運転とは、知的障がい者または精神障がい者と同一生計の家族が運転する場合です。原則同居家族の方です。

※2 介護者運転とは、単身または身体障がい者等のみで構成されている世帯のため、常時介護する方が運転する場合です。

※3 納税義務者とは、軽自動車等の所有者または使用者で、軽自動車税（種別割）を納める方です。

【お問い合わせ先】

税務課諸税係

電話：0254-28-9320（直通）

FAX：0254-26-2210 E-mail：zeimu@city.shibata.lg.jp

新発田市 軽自動車税（種別割）の減免

検索

様式はホームページからダウンロード可